

第五十八回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第七号

昭和四十三年四月二十四日(水曜日)

午後一時三十六分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

北島 教真君

任田 新治君

小林 章君

補欠選任

小柳 牧衛君

高橋文五郎君

大竹平八郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

柳田桃太郎君

船田 讓君

卯木 亨弘君

多田 省吾君

青柳 秀夫君

大竹平八郎君

木内 四郎君

高橋文五郎君

秋山 長造君

鈴木 壽君

野上 元君

横川 正市君

北條 浩君

赤澤 正道君

降矢 敬義君

自治大臣

自治大臣

政府委員

自治省選挙局長

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

説明員

自治省選挙局長

山本 悟君

本日の会議に付した案件
○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田桃太郎君) それでは、ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
去る十一日、北島教真君、任田新治君及び小林章君が委員を辞任され、その補欠として小柳牧衛君、高橋文五郎君及び大竹平八郎君が選任されました。

○委員長(柳田桃太郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。自治大臣。

○國務大臣(赤澤正道君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

一昨年実施されました永久選挙人名簿制度の運営の実態及び最近行なわれました選挙の執行の状況にかんがみ、来たる参議院議員の通常選挙に備え、取り急ぎ改正を必要とする項目について、公職選挙法に所要の改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。
第一に、選挙権を有する者の選挙人名簿への登録の時期は、現行制度では三月及び九月の二回であります。これを六月及び十二月の二回を加え、年四回に増加することいたしました。現行制度では名簿への登録期が年二回でありました。選挙の時期によつては相当数の新有権者が選

挙人名簿に登録されず、投票ができないという問題も生じたのであります。したがつて、来たる参議院議員の通常選挙に備え、この際、年四回登録に改め、こうした問題の解消をはかることとしたのであります。これに伴い、従来、住所移転者についての表示の抹消の期間が一年でありましたのを六カ月に短縮することとしたのであります。

第二に、選挙運動及びいわゆる確認団体が選挙期間中に行なう政治活動について、その合理化をはかることいたしました。
すなわち、公営のポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターは、あわせて作成し掲示することができるものとしたのであります。次に、立会演説会において、公職の候補者は、他の候補者の代理演説をすることができないこととしたのであります。さらに、いわゆる確認団体の政治活動用ポスターは、参議院議員の選挙においても、衆議院議員の選挙におけると同様に、所属候補者の選挙運動のために使用することができるといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○野上元君 この法律案の内容を見ますと、第一に、選挙権を有する者の選挙人名簿への登録の時期は、現行制度では三月及び九月の二回でありましたが、これを六月及び十二月の二回を加え、年四回に増加することとした、こういうことになっておりますが、二回の場合にこの選挙漏れというのはどれくらい出るのですか。

○政府委員(降矢敬義君) 要するに二回の場合に、選挙権がありましても登録できないという

ものであります。新有権者の場合がその典型的な例でございます。したがつて、新有権者は大体いま現在の状況における推定では、月二十万の割合で新有権者があえてまいるというのが現在の状況における推定でございます。したがつて、極限を申し上げますと、大体百二十万という数字になるわけでございます。

○野上元君 新有権者の場合は月に二十万増加し、年間にすれば、年率にすれば二百四十万ということになるわけですね、そのうちの半分が漏れる、こういう計算になるわけですか。

○政府委員(降矢敬義君) 理論的に極限、最大限そういうふうな計算でございます。

○野上元君 そうすると、この四月にした場合には、その半分極限とすれば、この上限六十万の人がやはり選挙漏れになると、こういう計算になりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 三月以降二十になる人間につきまして考えますと、そういうことになると思っています。

○野上元君 どうせその改正するならば二十万を六十万に減らすのではなくて、百二十万をゼロにするような方法というものは考えられないのですか。

○政府委員(降矢敬義君) これは要するに選挙管理委員会の事務能力というものと、それからもう一つは、名簿に正確に載せるといふ両方のかね合の問題でございます。この永久選挙人名簿制度を年二回に当初登録の改正をいたしましたのも、もっぱらその要請からでございます。その後私たちが、当時御議論で御指摘ありましたように、名簿のカード化というものにつきまして指導をし、市町村におきましても積極的にそのカード化の努力をいたしたわけでございます。現在、昨年十二月現在でカード化の完成した市町村は約七

割、全市町村の七割がカード化を完成いたしました。それからもう一つは、申し出というものにおきまして、窓口を一本化する指導もあわせていたしました。当時、御案内のとおり、当委員会で御審議いただきました住民基本台帳法というものが施行になりました。その窓口事務の一本化というものがあわせて指導いたしました。現在窓口事務の一本化を行なうようになりまして、市町村は昨年の十一月一日現在で、全体の約八割が窓口事務の一本化の処理をいたすようになっております。

と、ここで、選挙管理委員会の当局とも、昨年以來御相談いたしまして、そうして従来の二回を六月、十二月にするという事は、事務的にも可能でございますし、また、いまのような処理態勢にいたしましたので、今回二回追加して、四回ということにいたしましたわけでございます。将来の問題といたしましては、御案内のとおり、住民基本台帳法というものが完全に施行になりますのは、四年の七月からは住民基本台帳法が完全に施行になります。この基本台帳法の十五條に、「選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうもので、わかれ」ということになっておりますので、われわれは四十四年の七月を目途にして、もつと回数をふやすというようなことが事務的にも可能でありま

すし、また、それによって名簿の明確性というものも失われぬというふうな方向に考えられますので、いずれそういう方向に向かって名簿の登録回数をふやしていくことを当然研究し、また実現していく考えでございます。

○野上元君 その新有権者の増加は、いまのところ年率百二十万というようになっておりますが、その傾向はますますふえていくのですか、それとも減っていく傾向にあるのですか。
○政府委員(降矢敬義君) 要するに戦後のベビーブームといえますか、それとの関連でございまして、将来はおそらく落ちていくというふうな推定しております。
○野上元君 そこで私の考えるのは、この選挙

権というのは、これはまあ国民が政治に関与する唯一のチャンスで、また唯一の方法でもあるわけですね、今日の間接選挙の方法から言えば、ところが選挙の能力が足りないことによつて、この与えられた基本的権利が実行できないということでは、これまた非常に問題だと思ひます。この摩擦的な選挙権漏れというのがあると思ひますね、どんなことをしても防げない、どうしても不可避的な欠陥も出てくると思ひますが、それはどのくらいあるのか、その点はおわかりですか。

○政府委員(降矢敬義君) いまの問題で理論的な話になって恐縮でございますけれども、名簿に登録したしまして、結局その整理をして、縦覧をして異議の申し立ての期間を置いて、そして確定というふうしても制度をとらなければいけません。この制度には、したがって、かりに三月一日に登録をして、選挙の期日が三十日だったといたしますと、三月一日に登録されたものについて名簿を縦覧し、そして異議の申し立て期間が決定されて確定するというのが、従来は三十日となっておりますが、今回の改正におきまして、その期間を二十日いたしました。十日間短縮いたしました。したがって、理論的に言いますと、二十日確定という人が出てきます。これは絶対に投票に参加することができないというふうになります。これが理論的にぎりぎりの問題だろ

うと思ひます。○野上元君 そういふ、何といひますか、住所が變つて、住所が變つたことを届けないと、あるいはいまあなたのおっしゃるような二十日以内という問題もありませんか。そういう不可避的なものは総体的にどのくらいの数になるのですか。
○政府委員(降矢敬義君) 住所移動の問題につきましては、どのくらい落ちるかという数字の推定はちよつといたしかねるのでございますけれども、結局この問題は、窓口事務を一本化して、住民であるということを出し出すことによつていわゆる選挙登録の申し出もあわせて行なえるというわけにいたしましたして、同時に、それがほかの行

政にもそのまま使われるというふうなところによつて、この住所移動者の脱落を防ぐ、これが唯一の道だと思ひます。そういう意味におきまして、先ほど御説明いたしましたとおり、やはり昨年の十二月現在で、窓口一本化の事務処理機構をつくりました市町村は、全体で約八割になっておりますので、その点はいま、まだ住所移動者についてのじゃなかるるか、こういうふうな思ひま

す。○野上元君 選挙権を持っておりながら選挙ができない人を、いまお話を聞きながら分けてみると、手続上どうしてもできない人たちの種類がありますね、一種。それから怠慢によつて自分で届け出もしないというふうな、本人の怠慢によるものもあると思ひますね。それから選挙の能力の限界がある。この大体三つくらいに分けられると思ひますが、この選挙の能力によつて、せつかくの選挙権が行使できないというものがやはり一番多いのですか。

○政府委員(降矢敬義君) 私たちの推定、考え方では、やっぱり住所を變つたとしても、住民登録や、それに伴う登録の申し出をしないというのが一番多からうと思つております。○野上元君 結局そうすると、総体的に聞きますが、この選挙権がありながら選挙権の行使ができない人は、全部でどのくらいあるのですか。
○政府委員(降矢敬義君) むずかしい推定になるのでございますが、住所の移動者につきましては、先生御案内のとおり、国の選挙の場合には、前の市町村、ここに載つておつて、こちらの市町村に移動した場合には、一年間は保存しておくわけです。そのままにしておきまして、国の選挙は、ほかの市町村に行つてやれるし

かけになります。○野上元君 数字は私が突然質問したんで、ちよつとあなたのほうも準備がないと思ひますが、後ほどこれは検討してもらつて、この二回にしておつた現行法律というものは、これは相当長く続いておつた選挙権、どれくらいですか。
○政府委員(降矢敬義君) 四十一年の十一月から施行になりました。○野上元君 そうしますと、この四回にしたりつをさらに六回にするということになると、選挙の能力をうんと高めなきゃならぬ、こういう理屈になるわけですね。その見通しはどうですか。
○政府委員(降矢敬義君) この点につきましては、先ほどちよつと申し上げましたが、住民基本台帳法の十五條に、「選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうものとする」ということ

でございます。この規定が四十四年の七月から施行になります。この規定を実際動かすためには、一つはカード化と、一つは窓口事務の一本化をやつていかなければなりません。そこで、自治省としてはこの法律施行後二年の間に、いまの二つの点につきまして指導をいたしまして、先ほど申し上げましたカード化並びに窓口事務の一本化を約八割程度完成してまいりました。したがつて、四十四年の七月までには全体が当然この規定によつて一番実

益がありますのは選管でありまして、つまり住所

の認定というものを個別的にやる必要がない。し

たがって、あとはいわゆる外国人であるとかとい

う非欠格条項だけでございます。この点は非常に

御案内のとおりケースが少のうございます。した

がって、この十五条のつて体制を整えて、四十

四年以降は選管の事務能力上あまりできないとい

う問題は生じない、こういうふうにしておりま

すので、先ほど申し上げましたとおり、この規定

の動き方とともに、この選挙人名簿の登録回数も

当然ふやしていくという方向で問題を処理してい

きたい、こう思っておるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、四十四年の七月にな

れば、今度改正される四回のもので、選管の能

力が非常に高まるので、選挙漏れというのが相当

減少するということになるわけですか。

○政府委員(降矢敏義君) 結論的にはさようござ

いますし、また、繰り返すようでございます。

けれども、いまの規定の施行とともに、この登録回

数をもっとふやしていくと私たちは思っております

ますので、選管とも十分話し合せて、四回を六

回、もっとふやせるものはふやして登録をしてい

きたいという方向で改正を考えております。

○横川正市君 今度のこの法律案、大臣ね、根本

的には実はこれは答申の線に沿って論議をしたけ

れども、論議の推移から見てこの部分的な改正だ

けにとどめる。あとはどうなるんですか、この答

申の線に沿うての内容は。

○国務大臣(赤澤正道君) まことに議論しません

ので調整に苦慮しております。しかし、どうせ資

金規正法も近く提案の運びになると思っています

で、私の考え方としては、同時にあわせてやりた

い、つまり自由化の方向を打ち出すということ考

えております。しかし、万一のことがありまし

た場合に、これは御案内のとおり、選挙権をも

らえるようになっておりながら投票できぬ人た

ちができますことをみすみす見のがすわけにい

きませんので、これは主として事務的なことを中心

にして切り離したわけでございます、何も他意が

ないわけでございます。

○横川正市君 これは委員会の都合もあろうと思

うんですが、きょう提案をしてきょう大体採決を

しようというのは、これは大臣のほうの都合があ

るんですか、あるいは事務執行上の時間的な問

題ですか。早くやらなきゃいけないとか、そう

いう……。

○政府委員(降矢敏義君) 事務執行上の問題で

ございまして、名簿は、大臣が御説明したように、

早くきめていただくますれば、PRをさっそくや

らなきゃいかぬ問題でございます。それからポス

ターの件につきましては、候補者並びに政党にお

きまして、来たる参議院議員の選挙のためにポ

スターの規格、デザインをそろそろ考える時期で

ございますので、こういうようなことであれば、早

くそのことをきめたほうがよろうという考え方

から、この二点にしばって提案いたしました。

○横川正市君 そうするともう一つお聞きしたい

のですが、私は自由化の問題では、たび重ねて出

されている答申の趣旨が、今日前向きと言われる

ほどではなく、現行では最小限の必要度合いとし

て、良識的な案として出されたものだ、そういう案

がなお調整を必要とするというのは、体質的に非

常に現状についていけない体質だというように判

断できるわけですがね。どうですか、体質上から

いって一応調整がとれて、国会に出して論議を

するということの可能性はどうなんですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 早く成案を得て提出し

まして、ぜひ委員会で御審議願いたいと考えまし

て苦慮しているわけなんです。時間的に、来月がど

うなるかということを一歩気にしておるわけです。

これはまあ議論の余地がないものだけの中から

抜き出したわけでございます、あと戸別訪問の

問題とか、文書図画ということになりますと、な

かなか各党の間でも、また同じ党の中にもあり

ます。議論が分かれて、なかなか最大公約数が見

つかぬ状態でお今日までおかれておるわけであり

ます。

○横川正市君 私は、言ってみれば、私どもの考

え方で、公正な選挙をやるのに、現在政権の座に

ある与党に不都合だとか、あるいは野党がこれで

は困るとか、いろいろかけ引きめいたものが根本

の問題となつて改正案を出せないということにな

ると、これは非常に問題があるのだけれども、そ

ういうところまでいかななくても、ある程度話し合

いのできるものというのであれば、そうすれば、

改善の策としては早急にこれを出して審議をして

もらうと、こういうことはあり得ますかね。

○国務大臣(赤澤正道君) 残念ながら時間的に

間に合わないのじゃないかという気がするわけ

です。これは秋山先生は審議会のメンバーでおられ

たわけですから、審議会の答申も、御承知の

とおり、大筋の方向が出ただけでありまして、

細部については何も書かれてないわけでありま

す。ところが、うわさに聞きますと、あなたの党

でも、審議会のときには自由化の方向へ大きく踏

み出すべきだという御意見がありました。さて、

党内ではなかなかそういうわけにまいらぬとい

ことをうわさに聞いております。私の党に至つて

は、たいへん幅の広い議論でありまして、なかな

か意見がまとまっておらぬのでございます。そう

いう状態です。

○横川正市君 そうすると、これはさしあた

つて、いまここで二つの問題は論議をし、一応きめて

おくが、あのことについては、見込みの面から

いえば、まずあまり立たないという、そういう状

態だと判断していいですか。

○国務大臣(赤澤正道君) これも出しましたの

は、いま局長が申しましたとおり、いつでも選挙のた

びに疑問が出てまいりますので、そういう疑問を解

消するということも意味があります。七月の選挙から

間合わせたいという気持ちから、何をしておいて

も自由化の次に出しますものは、党利党略の何もあ

りませんので、これは私のほうとしては一案をつ

くつたものを出して、審議会で十分直していただ

いて、数字などについてはどうにでも直していただ

いてけつこうですからというぐらゐの気持ちな

んですが、提案そのものについてまだ議論のま

まらない状態でございます。しかし、時間的に申し

ますと、このたびの参議院の選挙には間に合いか

ねるといふふうに考えていたいたほうがいいの

じゃないかと思ひます。

○横川正市君 私は、非常に残念だと思ひのは、

これは自治大臣も選挙をやつて出てくるわけ

から、これはみんなそうなんです。選挙をやる

者の立場に立つてみると、ささいなこと選挙違

反に問われて自殺者が出る。あるいはもうその

ことが一つの恐怖心になつて、選挙はごめんとい

う気風が出てくる。その度合いが日本の場合には

強過ぎはしないか。これは私は、党の都合の問題で

なくて、もっと基本的な問題じゃないかという

うな気がするわけですよ。どっちかということ

りか、そういう選挙はもう私はごめんですとか、

いやもうこれはいへんなことになりましたとい

つて、一命をみずから断つような、そういうもの

に現行法として置くということが、どうもふに落ち

かねるわけですよ。それがどうして与野党間の

意見の取りまとめとして、意見が調整できない

か。ことに、私はこの前もちよつと言つたよう

に、刑事法の取り扱いはなくて、公民権の取り

扱いということではこれはやるべきじゃないか。選

挙が始まりますと、選管がほんとうはやるべき

仕事を、警察が看板をかかげて、第何回参議院選

取本部というのができるわけですよ。だから、

選挙をやるかまえずれば、もうこれはまずも

つて公民権行使に非常に大きな支障を来たすとい

うななかまをしながら選挙に入っていくのだ。

これでいいのかという気が実はするのですよ。本

来ならば、警察はうしろにいて、選挙管理委員会

が選挙の取り扱いはし、選挙管理委員会が、た

えば刑事訴訟法に基づいて案件その他についての

訴訟をする、公判請求をする、そういう形で、警

察というものはもう二義的なものだといふぐら

いまでいかなければならぬとぼくは思う。公民権

というものは、いまの永久選挙人名簿なんとい

うもので何十万救えますか。片っ方でこういう法律

○國務大臣(赤澤正道君)

ちよつと一時非常に選挙が自由になるのだといったような報道がなされまして、少し誤解を生んだ向きもあつたかも知れませんが、これはたいへんだといふので、少なくとも法改正するまでは現行法できび取り締りましますと、私は明確にしたわけでございませう。選挙のたびにやはりなかなか文書の中身になりますと、一応選挙にみまちなななるわけですが、それでも全国指導がまちまちなる程度指導しておかぬとまずい面はやはりあるから、あなたが御指摘のとおり、通達を各選挙に基準になるものを差し上げたわけでありませう。この間うちからいろいろな違反だといつて指摘があるものから、それを警察のほうで詳細は検討いたしまして、それぞれ形式的なものですけれども、警告をしたものがずいぶんありますが、それが驚くべき数にのぼっているものから、そういう点からいつても、よほど選挙のやり方というものを早く具体的なものを出して、そうして文書活動、その他安心してやっていただけという仕組みにいたしたいと考えておりますが、現在はそのうわけにいきませんので、やはり相も変わらず違反が出ておまして、しかし、それはそれぞれ処置はいたしております。

○横川正市君 自治大臣、あなたは東京都内にいて、「明日を語ろう」という新人の候補者の立て看板、これが私の家から国会へくるまでの間にどのくらい立っているかと思つたらね、六十七本立っていましたよ、びしと道路の両側に。これは保守系候補になると予定されている人ですね。それから、これはまた地方区の候補者のビラ、私は、政党活動という意味で演説会をやつて、周知をある程度やるなら、これはいいと思つて、周知とところが、この日比谷公会堂とかどつつかでやりますよ、この日比谷公会堂とかどつつかでやりますよ、一カ所の演説の周知を東京二十三区ですか、それに三多摩、これまでびしりと張らなければならぬといふ、それが違反でないといふ、それ

ほど選挙法が自由なのに、今度はほかのほうはこまかいことまで規定しておくといふことは、これはもう全くなくして定木な話だと思つて、どうですかね。

私は、選挙費用といふものを、公示されてから使われる何々の選挙費用といふのじゃなしに、そういう名目のものは費用として算定して、ワタの中をびしり縛るとか何とかが、そういういろいろなことをやらぬと、これは公正な選挙といふものは成り立たないんじゃないですかね。実際にはそれは違反じゃない、もうやりほうだいで、ところが片っ方のほうではこまかいことを規定して、議会では一体何をこれは私どもは論議しているのかといふことになるわけですが、どうですかね。それもまあ、あなたの言つておられること、まことにこれはたよりないわけなんだけれども。

○國務大臣(赤澤正道君) たよりないとおっしゃつても、これはどうにもしなかつたのでして、どうその取り締まる方法を考えましても、私どもの裏をかかれるのですから、こういうポスター、立て看板のたぐいのこの間の通達では、そういう時局批判演説会、何のたれ兵衛というような看板あるいはポスターですね、それで何月何日何月何日借りの契約をしたつて、現にやる場合は何ともとめるわけにはいかぬわけなんです、それが三多摩のすみずみまで張られましても、そこだつて興味を持って演説会を聞きに行く者があつても、何かからぬから、何とも押えようがない。しかし御指摘のとおり、そういう法外な費用を使つて裏をかかようなことをやるというところは、全く私どもから考へて残念ですけれども、現行法ではどうにも防ぎようがないといふこと、ございませう。

○横川正市君 これは警告も何もできないんですか。それはもう全くのいわば合法的な行為として認めていくわけですか。

○政府委員(降矢敏義君) これはまあ選挙運動の問題は、現在は事前運動は御案内のとおりなんです

すが、それが政治活動といふか、こうで行なわれておるのも御案内のとおりでございますが、政治活動につきましても、一切制限規定はございませう、したがつて、取り締まり当局も一切口出しはいたしません。かえつて口出しをして逆にやられる場合が非常に多うございませう、正直に申し上げまして、しかし、いまの選挙運動かどうかといふことは、ポスターの態様その他から判断をして、つまり運動をしておるといふ意思を外形的に判断した場合にやるわけですね。御指摘のような、会場がある一カ所にあつて、とてもそこに来れそうにもない、事実墨田の奥の会場であつておりました、もつとも三多摩の奥まで張つたといふのですが、そういうものについては、警告をしたといふことは私どもは聞いております。しかし、それは具体的事実判断でございまして、抽象的にそういうものを全部やつておるといふ御指摘になりますと、必ずしも全部やつておるとはちよつと申しかねる状態でございます。そういう場合にはやつておる事実私ども承知いたしております。

○横川正市君 まあ言つてみると、頭のいい人がいて、こうやれば合法、こうやれば非法といふふうなことを、そしてどんでんやれるその範疇といふものは無制限にあるだろう。ところが、その規定を見ますと、あれもいけません、これもいけませんといつて書いてある。この何といひますか、ギャップといひますか、法律の、これを直すといふぐらゐのことは、それじゃできるわけじゃないですか、實際上、どうですか。

○政府委員(降矢敏義君) 大臣が先ほどからお答え申し上げておるとおり、私どもも全く気持ちの上では同感でございます。問題は、事前運動を禁止しているといふことに発端があるんじゃないかと思ひます。したがつて、告示前の選挙運動はいい、選挙運動は一種の目的意識を持ってやられる場合に初めて選挙運動になります。しかし政治活動は一切自由であるといふことになつておりますので、政治活動の形式で、実際は内心選挙運

動を目的としておるんだと、しかし内心は推定できないようなか、こうでポスターなり演説会といふものをおやりになる。したがつて、先生の言うように、選挙運動費用も、一切選挙の期日と関係なしに全部計算させていいじゃないかといふようなお考えも成り立つわけでございますけれども、そのけじめが実際はさしつかしい。そのけじめがなかなかさしつかしいところに、法律で事前運動はいい、けじめが、こういうことになつておりますので、実際私ども、ほんとうのところ、事前運動の禁止を取つたならば、それが政治活動であらうと選挙運動であらうと、何も取り締まらないなら取り締まらないといふことに一律にいけると思つてございませう。ただ問題は、その際、選挙費用をどういふふうな計算するかといふ問題になります。この点は三十八年以来、選挙制度調査会で非常に御議論がありまして、結論として大体当時の委員の気持ちは、要するに選挙の始まる前の運動は、一切費用に計算するといつても、それは事実上全く不可能なものであるから、費用の点は、選挙運動が始まつたからだけ計算するようにしたらよからう。しかし、ある程度事前運動式の演説会とか文書活動といふものは、もつと自由にしたらどうかといふような御意見がございましたけれども、結局事前運動を撤廃するかどうかといふことについて、やはり結論を得られないままに今日に至つておるわけでございます。基本的にわれわれ事務局としても、先生と同じような考えを持っております。

○横川正市君 これは私は議会の英知といひませう、そういふものが、民主政治を後退させないためにどうしたらいいかといふ、そういう意味で政治資金規正法も選挙法といふものも考へるべきなんであつて、それをいまのまま矛盾だらけ、それでなお自殺者が出るような法律が片一方にあると、こんな矛盾を私どもは今後やはり許しておるわけにいかぬといふ気持ちです、実際には、だからこれをどうやって解決するかといふ、責任大臣ですからね、もつと積極的に取りま

くということは事実上不可能でございます。そこで、先ほども御答弁申し上げましたとおり、窓口一本化ということによって事を処理するという方式をやっぱりとってこの問題に対処していきたいという考え方でございます。

○多田省吾君 なかなか前向きな答弁が得られないわけでありませぬ、次にポスターですが、今度第一項第五号のポスターとあわせて作成することができるといふ改正になったわけですね。この問題で個人演説会の通知の細長いのが一緒にすることができるといふことですが、この図を見ますと、この候補者のからだだけがはみ出ているような姿です。これはやはりあれですか、掲示責任者は、両方に掲示責任者の名前を印刷する必要があるのか、あるいは個人演説会の通知そのものを全然書く必要もないのか、日時、場所も書く必要がないのか、あるいは日時、場所がきまつたときにその上から張ってもよろしいのか、これはそういうことまかいいろいろな問題があると思ふのですが、どうでしょうか。

○説明員(山本悟君) 御質問の第一点の掲示責任者の問題でございますが、今回の「合せて」という改正によりまして、この三十センチのいわゆる五号ポスターと、十センチの幅の演説会告知用ポスターを一枚でお切りになつても、あるいは従来どおり二枚にお切りになつても、そしてわざわざ一枚になつても変わらないわけでございます。両方の意味を「合せて」ということばで読み込んでおつてもございませぬ。したがって、この掲示責任者も、もし全体を一枚の大きさでおくりになれば、これは一カ所だけでございます。もしも二つにお切りになつておれば、別々の紙でございますので、それぞれに掲示責任者をお書きいただきたい。こういうような取り扱いにしたいかがかといふうにあい考えております。

それからもう一つの日時、場所の関係でございますが、やはりこの十センチ幅の部分は演説会告知用のポスターである、その基本は変わらないわけ

でございます。したがって、日時、場所は少なくとも書き込めるようにしていただきたい。全部日時、場所が全然なくなつてしまふと、ポスターそのものが大きくなつてしまふので、そこまではいいないと思ひます。ただ、日時、場所がきまらない際に掲示されても、それは「合せて」といふことになつておられますから、取り扱い上としてはかまわないのじやないかというような解釈で統一したいと、かように思つております。したがって、日時、場所をおきまりになりましたときに、それを書き込んでいただく、あるいはまた別に張つていただくといふうにあいしていただければけっこうだと思ひます。

○野上元君 掲示責任者が別の場合でもいいのかな。
○説明員(山本悟君) もしも二枚にお切りになりまして、掲示責任者が別であれば、別の方が実際にはありますね、別でけっこうだと思ひます。

○野上元君 一枚の場合。
○説明員(山本悟君) 一枚の場合は一人でもいいわけなんですから、一人じゃなくて、二つの掲示責任者が一枚の紙で別々だといふわけにちよつといかない。やはり一枚の紙であれば、分けてはいないわけでございますから、その場合には、同じ紙の一枚のものとしての掲示責任をとつていただくざるを得ない。そうすると、一枚の紙で別々の掲示責任者となりまして、書いてある部分については、この分についてはこの方、この分についてはこの方ということになりますので、判定がむずかしくなるのでございませぬ、その場合には同一の方というふうにお願ひしたいと思います。

○多田省吾君 もう一点ですが、「第二十七条の二を削る」となつておられますね。この削る理由を簡単に説明してください。
○政府委員(降矢敬義君) この第二十七条の二を削りますのは、名簿の登録回数が増えます。二十七条の二というのは、名簿の登録をしておる事務をやつておる最中に選挙の期日がかかつたり、縦

覧期がかつたりした場合には、その名簿調製をやめまして、選挙が終つてからあらためて名簿調製をするという制度でございませぬ。しかし、登録回数をふやしますと、当然こういうことがしばしば起こります。そのために名簿の調製をやめて、終わつてからということでは、回数をふやした意味がございませぬ。むしろこの規定は、選挙の事務を考へて当初こういうことを置いたのでございませぬけれども、先ほど来るる御説明申し上げましたように、選挙の事務、窓口一本化、カード化ということによつて、こういう必要もありませんので、実際上からもまた理論的にも、回数をふやすことに伴ひましてこの規定を削除するというにいたしましたわけでございます。

○多田省吾君 永久名簿の登録について、ただいま選挙ではなるべくたくさんの方が登録するようになつて、往復はがきを出したり、いろいろ便宜を取り計らつておる、あるいは休日もやつたり、五時以降もやつたりしておるような姿もございませぬ。そういうなるべくたくさんの方が登録できるような態勢というのに対して、自治省当局は、ほんとうに行政指導として、そうした選挙に好ましいものであるか、あるいはそのようにやつてほしいといふような指導をしておるのかどうか、これはどうですか。
○政府委員(降矢敬義君) 登録に関するPRにつきましては、十分やるようにやつておりますが、どういふ方法でやるかということについては、一々具体的な指導はしておりませぬ。また、いまお話をいたしました五時以降に申し出を受け付けたかというところは、これは法律的にできないことではありますので、したがつて、その点は当然指導という範囲外でございませぬ。また、今回の改正によりまして、登録日が現に日曜、祭日等に当たる場合におきましては、その翌日にこれを行なうというようなきことにいたしました。現在登録日が日曜の場合の処理の規定も、実際上処理できるように改正しておる次第でございませぬ。

○多田省吾君 それから最近非常に団地がふえまして、多くの移転者、転居者がおるわけですが、それで実情を調べてみますと、移転、転居者の九〇%以上は投票していないのじやないかというような姿も見られるわけですが、これは一つには不在者投票が非常に複雑であり、なかなかできないという面もありません。昨年の衆議院選挙においては、不在者投票が比較的簡単にできるようないろいろな便宜を選管で取り計らつたようでありませぬ、投票所をふやしたような姿もございませぬ。今度の参議院選においては、そういう便宜を計らうとしておるのかどうか、それをお伺ひしたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 今般の参議院選挙におきましては、三月以降に住所を移しました団地につきましては、相当規模の団地有権者が相当多いと、まあ先般のときは八百人以上という基準で特別の措置をいたしました。今般もそれに準じたような扱いをいたしたい、こう考えております。

○多田省吾君 それから選挙の投票所の入場券でございませぬが、東京とか、あるいは北九州あるいは関西の堺市なんかでは、はがきで出して非常に好評でございませぬけれども、それ以外の都市ではやつていないわけですが、都市によつて、また選挙によつてそのようないふ出でいるといふことはどこから生じているのか、どういふ姿が望ましいのか、また、自治省当局ではどういふ行政指導をしておるのか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(降矢敬義君) 入場券は、発行するかどうかは選挙の自由にかまされておられます。私たちは、どういふ指導をしておるか、要するにははがきを出すか、あるいははがきを出さないで文書その他によつて周知をはかるかといふことについては、特段のどうしるというようないふことはしておりませぬ。ただ、私たち全体としては、自治省におきましては、御案内のとおり、主としてテレビを使いまして投票の周知、徹底をはかつておるというございませぬ、個々の選挙につきましてどういふふうな方法をとれといふような特別な指示はしておりませぬ。

○多田省吾君 先ほど横川委員から質問がございましたが、一緒に答申された戸別訪問の自由化あるいは文書頒布の自由化の問題は、今度の改正案には全然載っていないわけですか。ほとんど載っていない。で、先ほど自治大臣は、政治資金規正法を出すときに一緒に出したいというようなお考えを述べられましたけれども、まああさって衆議院の本会議で政治資金規正法についての緊急質問もあるようでございますから、詳しい質問はいたしませんけれども、こちらで全然聞けないので、一点だけ質問したいんですが、ほんとうに政治資金規正法が提出されなかったら、戸別訪問の自由化あるいは文書頒布の自由化は全然出さないおつもりなのか。それじゃ政治資金規正法はほんとうに、巷間では総理大臣あたりは連休明けでも出したというふうな話も新聞に載っておりますけれども、自治大臣は一体どういうお考えでいるのか、その二点をお尋ねいたします。

○国務大臣(赤澤正道君) いや、先ほど申し上げましたとおり、何も故意に自由化をおくらせておられるわけではないので、本来は資金規正法よりはむしろ先立って、次の参議院選挙に間に合わせたいと思つて、実はこの公選法の改正のほうを先にかかっていたわけでございます。しかし、結果的には、これもなかなか党内の調整がむずかしくて難航いたしました結果、今日に及んでおりますが、しかし、考え方としては、同時に提案して皆さんの御審議に供したい、かように考えております。

○多田省吾君 もう一点ですけれども、今度八幡製鉄と富士製鉄が合併するような話があります。そうすると、もし前の自民党案ですと、損金算入限度額なんという話になりますと、これはもう年に七億円だ八億円だという膨大な額になりますし、これじゃあ政治献金によって政治に圧力が加えられるし、また、政治の腐敗をますます助長するのじゃないか、かように思われるわけです。また、この前の予算委員会でも問題になりましたけれども、いわゆる政府と特別の関係を結んでいる

いわゆる特定会社、これは選挙に関しては、選挙の期間中はできない、だけれども政治献金はできると一応なっているわけです。日通の問題もありませんし、また、この前の衆議院の運輸委員会でも問題になりましたけれども、船舶会社なんかで政府から利子補給等の特別の補助を受けている会社が政治献金をしていることは、運輸大臣なんかも非常に道義的に好ましくない、政治資金規正法あるいは選挙法ともからめて検討したいというふうなことを述べておられますけれども、もし自民党案の、国との諸負契約が少なくとも総額の二分の一以上のもは特定会社になるけれども、その以下のもはならないというふうな、十分の一から非常に後退した二分の一という姿になりますと、これはもうたいへんな結果になると思う。その問題、あるいは会費の公開の問題もありましょう。こういった問題に関して、昨今の状況から、私はますますこれはしっかりした、少なくとも昨年提出された政府案以上に後退したもので、これは政治資金規制の実際の規制にはならない、このように思つておられますが、まあ出てからではおそいので、自治大臣としてどのようなお考えでいるのか、簡単に伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(赤澤正道君) そういうこともあわせて与党間でいろいろ案の取りまとめをやつておりました、まだ政府との調整段階に入らないわけでございます。しかし、私この問題を扱うようになりましてから、うんざりしておることがたくさんあるわけなんです、私も二十何年国会におりますけれども、今日みたいな審議は私はやったことがない。もう国会を開きますたびに、何のたれ兵衛はどこからお金をもらった、お金お金ということ、国会議員というものは何と云うだらしないものかといつたような、こういうことは、事実その人が処罰されるような職務関連の対価として金を受け取つておるといふことは最も戒むべきものでございまして、そういうことは別に刑法によって処罰されると思う。しかし、人はもうとにかく名前だけ打てば打ちほらだいという、と

にかく、何でもない者まで何か新しく、あの人のこの会社とどういふ関係がある、現に政治資金にこれこれの金をもらつておられるじゃないかと言つても、世間の人は、あの人は悪党だと思つて、しかも、結果は何でもないことになった。そういうことが積み重なつて、政治そのものが国民の信を失うという面もあると思うのです。ですから私は、国会の議論というものは院外で責任を問われぬことに昔からなつておられますけれども、やはり私言はしないといふくらい良識がほしいものと思つて、うらはらとして、やはり政治資金というものは公開さるべきだという観点に立つ。公開したものはみんな読み上げるといふことでは、私たものはみんな読み上げるといふことでは、私は国会の審議はいかかという感じを持つもの

○多田省吾君 結局、政治の姿勢を正すという総理大臣の話にもかかわらず、なお政治資金規正法がこのようにもたもたして提出されないという状況、また、総理大臣はじめ代々の自治大臣の食言の問題、これが政治腐敗を助長している根本だと思つて、また、答申案においても、会社等よりの政治献金は好ましくないという、はっきりした答申が出ておられるわけですね。結局、予算委員会においても、衆議院の運輸委員会においても、法においては少しは許される面もあるだろうけれども、道義的に好ましくない、そういう意見が堂々と大臣から出されている。また、答申も、五年以内に会社よりの政治献金は禁止すべきだという意見が出されている。国民はみんな、どんな団体でもそういう点を強調しておられますけれども、結局、そういう道義的に好ましくないものは法によって規制すべきであるという考えもあるわけですね。また、現在の政治資金規正法によつても、この前の委員会でも自治大臣は、少し不備な報告に対してやり直しの報告をさせたらどうかと言つたにかかわらず、そういったことは必要ないという、そういう姿勢ですね。自治省に権限があるにかかわらず、不備な報告に対しては一切また報告し直しと

いふような報告もしたこともない。こういう点に関して、非常に国民は疑惑を感じている。それで、先ほど大臣は、何でもないものを読み上げるなんていうことも申しましたけれども、私どもは、あくまでもやはり政治姿勢を正すためには、政治資金の問題はあくまでもきれいにすべきであるし、また、公開が望ましいし、また、現在の政治資金規正法ではどうも不備であるから、前向きに改正をしなければならぬという点を強く主張しているわけですね。こういった点から見ると、いまの政治資金規正法は全然もう、ざる法になつておる。名前が規正法ですけども、公開法にすぎないし、また、その公開の原則も守られていない。こんなことでは、いつまでたつても国民の政治に対する不信はとれないので、各委員会ですういった点が問題になると思つておられます。

まあ、その点は長くなりますからこの辺でやめますけれども、この永久名簿に關しても、永久名簿が発足する当時も、この委員会でも附帯決議をつけてまして、一斉登録のような場合も、当局あるいは選挙でしつかりやるようにいろいろ要望しましたけれども、結局、相当な不備が出てまいりました。また、年四回の登録をしたとしても、もし選挙当局でいろいろな不備があれば、また、登録漏れが多かつたり、あるいは、いろいろな不備が目立つものと思つておられます。ですから、私も先ほどから、いろいろ登録がスムーズに進むように、提案も若干申し上げましたけれども、大体、法によつてそれは禁止されているとか、あるいは具体的な行政上の指導はしてないとか、そういう非常に消極的な答弁に終始されたわけでございますけれども、やはりこの年四回の登録が、登録漏れを防ぐ意味で行なわれるとすれば、あくまで自治当局は、選挙あるいは地方自治体に完全な行政指導あるいは要望をして、この永久名簿に対する登録がしっかりと行なわれるように指導すべきではないか、このように感ずる次第でございます。これだけ述べまして、私の質問は終わります。

○国務大臣(赤澤正道君) まだ法案も出さぬの

に、見たようなことを、ざる法だざる法だとおっしゃるけれども、これは出した上でひとつ議論していただきたい。私は、いままで食言した覚えはございませんが、どこをさして食言とおっしゃるのか、わかりませんけれども……

○多田省吾君 二月に出す予定だ、三月に出す予定だと言つてさっぱり……

○国務大臣(赤澤正道君) 私はそういうことを一回も申し上げたことはございません。記録を読んでいた方がいい。一回も、二月に出します、三月に出しますと言つた記憶はございません。成案を得ましたら、できるだけ早く提出したい、こういうふうに出すに申上げています。全部調べていただいでけっこうでございます。

○秋山長造君 ちよつと二、三、局長、これは大体これと同じものを周知徹底用に配られる御予定ですか。

○政府委員(降矢敬義君) さように考えておられます。

○秋山長造君 これであつと誤解が起ると思つたのは、右側の政治活動用ポスターのローガンの例の一番上の「あなたの一票○○党(候補)へ」、こう書いてある。あなたの方のおつもりでは、○○党へ、あるいは、○○党候補へ、こういう意味だろうと思つて、これだと、党のかわりに候補と書いてもいいと、したがつて、社会党へでもよし、あるいは、秋山候補へでもよし、こういうように受け取られるおそれがある。現に、野上君にしても、私にしても、おかしいな、そうだろうかなというちよつと疑問を持ったのです。これは地方の人はおそらく早合点して、そう受け取る人が出るのじゃないかと思つた。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘の点、十分考慮いたしました。いまのような誤解のないように表現も変えまして、周知徹底したいと思つております。特定の候補者の名前を出さないようになつておりますので、この表現を変えまして考えます。

○秋山長造君 それから、左のポスターですが、

これは、写真は左の十センチのワクのところへ食い込んでいいわけですか。

それから、参議院何々地方区という上の横書きも食い込んでいいわけですね。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のとおりでございます。

○秋山長造君 それから、左の個人演説会、甲野太郎個人演説会、この活字の大きさは別に大きくても小さくてもいいわけですね、規格がきまつていない。

○説明員(山本悟君) そのとおりでございます。

○秋山長造君 そうしますと、これでもいいですが、もう左のほうに見えるか見えぬかに小さい活字で、ただ申しわけのこれを書いて、そして、この十センチだけ幅が広がった、いままでも縦長が四角になつたわけですね、これを全面的に写真をとつて大寫しに出すわけです。ただ申しわけの、そばへ寄つて虫めがねで見れば見えるような小さい活字で、甲野太郎個人演説会、日時、場所、これだけ活字を申しわけだけに刷り込むという事はいいのですか、悪いのですか。

○説明員(山本悟君) まあ、ただいまの御質問にお答えいたしますのはなかなかむづかしい問題でございますが、結局、ポスター掲示場というのを公営でいたしまして、四十二センチ、四十二センチのスペースを各候補者の方に提供いたしてあります。その提供された中ではどうお使いになるかと実質はあまり変わらないのじゃないかというのが思想のもとでございます。それから、現実にごういう書き方が出てまいりましたのも、初めは、五号ポスターで、タブロイド型だけであつたわけでございます。横にある十センチを、そういうスペースを広く使いたいというので、ごういうのが幾つか出てきたわけでございます。そういう点からいまして、それからまた、現実私どもが拝見いたしておりますも、たゞく型のほうの甲野太郎個人演説会というのは、この程度の字ではなくて、甲野太郎だけがずっと大きいというものが実は実際の姿にもなつてきつたつあるようにもお

見受けいたします。その場合に、虫めがねで見るといふようなことになりまして、いかかかということになります。ある程度写真が大きくなつて、演説会の日時、場所がすみつこのほうに押し込められるというようになりまして、それを、もつて直ちに規格違反だということになり、それになつてこないのじゃないかというように考えます。

○秋山長造君 それではそれはよろしい。日時と場所の欄がありますね。これは一応ポスターへは刷り込んでおくれけれども、最後まで具体的に何日何時どこをこのことを書き入れなくても別に違反ではないわけですか。

○政府委員(降矢敬義君) 結論はそのとおりでございます。問題は、私たち考えましたのですが、先生方も、私も見ましたが、演説会が終わつても何日もほうつてあるわけですね。このポスターは選挙法には選挙の当日まで、投票の当日まで掲示することができると書いてあります。演説会終わりましたも、この部分はそのままになって、場所と日時のはるか過去の、十日も前のものがそのまま張つてあるのが実情でございます。また、それはがせ、張りかえろと言つても、これは実際問題として、運動する人にまことに酷であります。したがつて、先ほど課長が申しましたように、掲示板のポスターの大きさにおいて候補者が告知を兼ねながら同時に使えば公平ではありませんか、ごういう問題からいたしまして、実際の運動する側も考えまして、いま御指摘のように、初めから日時と場所は書いてありますけれども、結局使わなかつたという、プランクのままであつてもかまわぬ。結果的に見れば、演説会が終わつてそのままにしているのと、実際上何も変わらない、ごう考えて、したがつて、御指摘のような結論でよろしいと思つております。

○秋山長造君 そうしますと、さつき私お尋ねしたように、もうこれはただ申しわけだけに日時と場所とか個人演説会とかいうことを小さい活字で入れるだけで、写真を全面的に大寫しにするというものが私は相当出てくると思つたのです。その場

合に、やはり小さい活字で入れるにしても、個人演説会、日時、場所と、三行になつていますね。これを左の端に通しに行つて演説会と日時、場所と、申しわけの入れるということ、これはどうですか。

○政府委員(降矢敬義君) 規格の中でごうお使いにならうと一向かまいません。

○秋山長造君 それからもう一つは、いまのようなのでなしに、ここに例示してあるような書き方で書くとして、日時、場所のところを、要するに、一枚を何回もの演説会に使う場合に、次から次へ日時、場所を張りかえて、どんどん上へ張つていく、これはどうですか。

○政府委員(降矢敬義君) 現行法と同じでございます。自由でございます。たゞく分を張りかえて使つてかまわない、ごういう意味であります。

○秋山長造君 それからもう一点、選挙人名簿ですが、これは選挙法によると、自分が住民だからという事で、もう自動的に登録されるものと思つてはなりやっていると漏れるおそれがある。これは申し出なければいかにぬわけですね。若い人、青年、学生なんかはその点をうっかりして、選挙のその場になつて、自分は選挙権があるのに登録してなかつたということに気づくような例が多いと思つた。そこで、毎年一月十五日に成人式やつて、それぞれ盛大にやつている。ごういうときにでも皆さん祝辞なんかで、諸君はきょうから選挙権をもらえるのだ、一人前になつたのだと言つて大いに激励をされるのですけれども、そのときに少し自動的に投票できるのじゃないので、やはり申し出をしてはつきり登録してもらつておかねば、せつかくの選挙権が使えませんと、ごう注意識しているのかどうか。私がいままでも陪席した限りの成人式では、ごういうことまで注意をされた方はないですね。それから選挙管理委員長なんか出て、選挙権を持ったのだと言つて大いにやられるけれども、ごうまでのことを選挙管理委員長で言われた例は、私の感ずる限りではないのです。

そこらは案外みなうっかりしているのじゃないか。もう成人式を迎えたら、当然それから以後の選挙には投票に行けるのだと、こう思っている人が案外多いんじゃないかと思いますが、そこらはどうですか。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のようなケースもあると思います。ただ私も、最近ある市の選挙の委員長に聞きましたが、その市では、成人式の日に参加された人に選挙人名簿登録申請書というものを渡しまして、その場で回収してもらおうという仕組みをとっているところもございまして。そこで演説をぶつのもよろしいのですけれども、私はそういう方式で、その場で書いてもらって、帰るときに回収するという方式をとるようには、最近、市の選挙の方なんかにも呼びかけております。ただ、その場合も、約七割ぐらいしか回収できないという話でございました。置いていかないで、そのまま帰ってしまおう。しかし、少なくとも七割は先般やっけて回収したという話を聞きました。が、私はやっぱりそういうことを励行するようには、そういう市の選挙の会議なんかではそういう話を聞いて、演説ぶつよりも、申し込み書を渡して、その場で回収するほうがよからうという指導をやっております。

○秋山長造君 その点を、ひとつ全面的にそれを励行してください。それは確かに一つのいい方法だと思っております。そこまで周知徹底されるというところ、成人式にこないのがだいぶおられますから、成人式という特別な式までやるような、行事のある、休日に来ていただくの、来ない限りはほうっておくというのでなしに、全部役場のほうで気をきかせて、一々一人一人念押しでもして、くれればいいけれども、そこまで手が回らない。そこでどうしても、言ってくれば受け付ける、言ってくれば受け付けません。成人式を迎えた者だけでも、何らかの形で選挙のほうから本人へ、登録してもらわなければいけませんぞということ念押しをする、認識をさせるという方法を

ひとつ考えてもらいたい。

○政府委員(降矢敬義君) 御趣旨のような方向で指導してまいりませう。先ほど申し上げたのがさしあたって一番いい方法じゃないかと思っております。そういう方向でさらに徹底してまいりたいと思っております。

○多田省吾君 先ほどお聞きしましたのですが、答弁漏れだったので、自治大臣にお聞きしたいのですが、中核六社のような船舶会社が利子補給を受けながら政治献金をするのは、ほんとうに道義的に好ましいのかどうか、これは今度の改正にもちよっと関係してくると思っております。もう一点は、先ほどあなたから、ざる法かどうか見てくれというお話ございましたけれども、ほんとうにこの議会中に政治資金規正法を出されるお考えがあるのかどうか。出ないことにはこっちは審議できないのです。その二点をお伺いしたい。

○国務大臣(赤澤正道君) 前段のほうは、好ましいこととは思いません。ですから、これは一定の制約を置かなければいかぬと考えております。後段のほうは、今会期中には成案を得て提案いたします。必ず国会には提案をいたしますが、まだどこにも中身は発表しておりませんので、どうせ、ざる法だから、あらかじめしかっておくということはたいへん私たちが困る。逆に言えば、しかっておくからざる法出してもいいということにもとれるわけですから、そういうことは考えております。出しました上で十分御審議をお願いいたします。

○委員(柳田桃太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(柳田桃太郎君) 御異議がないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(柳田桃太郎君) 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめてください。

【速記中止】

○委員(柳田桃太郎君) 速記をはじめてください。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

四月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、政治資金規制(献金は個人に限る)に関する請願(第三三六二号)

第三三六二号 昭和四十三年三月三十日受理 政治資金規制(献金は個人に限る)に関する請願

請願者 東京都青梅市友田四四一 坂田と

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

四月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月十二日)
一、公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の二(登録及び抹消等の延期)を削る。

第十九條第二項中「三月三十日及び九月三十日」を「三月、六月、九月及び十二月(以下登録月)という。」に改める。

第二十二條第一項中「選挙管理委員会は、」の下に「登録月の一(同日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その翌日)までに」を加え、「その年の三月一日又は九月一日」を「それぞれ当該登録月の一」に、「三月一日までに」を「それぞれ当該登録月の一」に、「三月一日までに」を「それぞれ当該登録月の一」に改める。

第二十三條第一項中「毎年三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に改める。

第二十四條第二項中「七日」を「三日」に改める。

第二十六條第一項中「毎年三月三十日及び九月三十日」を「登録月の二十日」に改める。

第二十七條第二項中「毎年三月一日又は九月一日」を「登録月の二十日」に改める。

第二十八條第二項中「並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその

第二十七條の二を削る。

第二十八條第二項中「並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその

第二十七條の二を削る。

第二十八條第二項中「並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその

第二十七條の二を削る。

第二十八條第二項中「並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその

十五日に当たる日まで)を「及び登録月の十五日から二十五日まで」に改める。

第二十九条第六項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「七日」を「三日」に改める。

第百四十三条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。

第百五十四条第一項中「代理」を「代理人(公職の候補者でない者に限る。)」に改める。

第二百一条の六第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に、「前項の」を「第一項の」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号のポスターは、第百四十三条(文書図画の掲示)の規定にかかわらず、所属候補者の選挙運動のために使用することができる。

ただし、当該ポスターについては、当該選挙区(参議院全国選出議員の選挙にあつては、全都道府県の区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。ただし、第百四十三条、第百五十四条第一項及び第二百一条の六の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 改正後の公職選挙法第百四十三条、第百五十四条第一項及び第二百一条の六の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

2 施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙以外の選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 改正後の公職選挙法の適用前にした行為及び前条第二項の規定により従前の例により行なわれる選挙に関して同法の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「三月三十日又は九月三十日」のうち同項の請求のあつた日の直前の日(公職選挙法昭和二十五年法律第百号)第二十七條の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)の二十日」のうち同項の請求のあつた日の直前の日」に改める。

第八十四条中「公職選挙法」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日から二十日を経過する日までの間にされている地方自治法第七十四条の規定による請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「三月三十日又は九月三十日」のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)の二十日」に改める。

十日のうち審査の日の直前の日」に改める。(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「十月二十日から十一月三日まで」を「毎年十月二十日から十一月三日まで」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七日」を「三日」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七條の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)を登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)の二十日」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同条の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「二月二十三日から十五日間」を「毎年二月二十三日から十五日間」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七日」を「三日」に改める。

第五号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

第六号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

第七号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

第八号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

第九号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

第十号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

第十一号中正誤
ハシ 段行 誤
ニ 終りか 社会 正
三 三から三 会社

昭和四十三年五月二日印刷

昭和四十三年五月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局